

修正案第 2 号

令和元年 6 月 26 日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

発議者 浜 田 佳 資

賛成者 吉 波 伸 治

〃 竹 内 ひろみ

議員提出議案第 2 号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書に
ついてに対する修正の動議について

このことについて、生駒市議会会議規則第 16 条の規定により、別紙のとおり
案文を添え修正案を提出いたします。

(別紙)

議員提出議案第2号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書に
ついてに対する修正案

議員提出議案第2号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書についての一
部を次のように修正する。

案文中、

「の法改正に賛成との回答が42.5%、同姓を前提としつつも通称使用を認める
べきとの回答が24.4%となり、夫婦どちらかが改姓しなければ婚姻できない
現行の婚姻制度や改姓した者が社会的に不利益、不都合を被る実態を問題と考
える国民が、法改正の必要はないとの回答の29.3%を上回ったことが明らか
になった。その傾向は、社会である程度のキャリアを積んだ多くの人が初婚を迎
える30歳から35歳の層でより顕著であり、法改正に反対する回答は10%にも
満たない。」

を

「法律を改めても構わないとの回答が42.5%、同姓を前提としつつも婚姻によ
る改姓前の姓の通称使用を認めると法律を改めても構わないとの回答が24.
4%、現在の法律を改める必要はないとの回答が29.3%との内容となってい
る。

これは、夫婦どちらかが改姓しなければ婚姻できない現行の婚姻制度や改姓し
た者が社会的に不利益、不都合を被る実態を問題と考へ、法律を改める必要性が
あるとする国民が、法律を改める必要性がないとする国民を上回ったと評価でき
る。」

に改める。

議員提出議案第2号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書について

対照表

議員提出議案第2号 原案	修正案
<p data-bbox="286 387 913 419">選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書</p> <p data-bbox="192 480 1088 970"> <u>2018年2月13日に内閣府が公表した「家族の法制に関する世論調査」において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる「選択的夫婦別氏（姓）」を導入するための法改正に賛成との回答が42.5%、同姓を前提としつつも通称使用を認めるべきとの回答が24.4%となり、夫婦どちらかが改姓しなければ婚姻できない現行の婚姻制度や改姓した者が社会的に不利益、不都合を被る実態を問題と考える国民が、法改正の必要はないとの回答の29.3%を上回ったことが明らかになった。その傾向は、社会である程度のキャリアを積んだ多くの人が初婚を迎える30歳から35歳の層でより顕著であり、法改正に反対する回答は10%にも満たない。</u> </p> <p data-bbox="221 983 257 1015">略</p>	<p data-bbox="1205 387 1832 419">選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書</p> <p data-bbox="1111 480 2007 786"> <u>2018年2月13日に内閣府が公表した「家族の法制に関する世論調査」において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる「選択的夫婦別氏（姓）」を導入するため法律を改めても構わないとの回答が42.5%、同姓を前提としつつも婚姻による改姓前の姓の通称使用を認めると法律を改めても構わないとの回答が24.4%、現在の法律を改める必要はないとの回答が29.3%との内容となっている。</u> </p> <p data-bbox="1111 799 2007 970"> <u>これは、夫婦どちらかが改姓しなければ婚姻できない現行の婚姻制度や改姓した者が社会的に不利益、不都合を被る実態を問題と見え、法律を改める必要性があるとする国民が、法律を改める必要性がないとする国民を上回ったと評価できる。</u> </p> <p data-bbox="1140 983 1176 1015">略</p>